

1. 件名：原子炉建屋水素防護対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に関するヒアリング（柏崎刈羽7【5】、女川2【5】）
2. 日時：令和5年6月2日 10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官※、小林主任安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官※、宮崎安全審査専門職、伊藤原子力規制専門員

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官※

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他7名

原子力本部 原子力部 担当※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ
グループマネージャー 他9名

5. 要旨

- (1) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所及び女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
【女川原子力発電所／柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定】
 - 局所エリアの水素濃度の評価が厳しいエリアについて、その理由を整理して説明すること。
 - 局所エリアの扉開放の判断基準について考え方を説明すること。
 - 局所エリアの水素濃度上昇に対する自主的な取り組みについて、保安規定への記載の考え方を説明すること。
- (3) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について（審査会合における指摘事項に対する回答）
- ・ 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料
- ・ 東北電力女川原子力発電所保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 格納容器圧力逃がし装置の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について（審査会合における指摘事項に対する回答）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料
- ・ 東京電力 HD 柏崎刈羽原子力発電所 保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表